市民局

(平成 26 年度)

監査結果(指摘事項)

## 改善措置

- Ⅲ. 市民局における歳入
- 4. (6) 仙台市青年文化センター (日立システムズホール仙台)

【指摘 14】(条例上貸出が予定されている 施設について)

条例上映写室は、貸出を行う施設として 記載されている(1時間当たり400円)が、 青年文化センターにおいては HP や使用申 込者用に準備してある「使用のご案内」に 貸出用の施設としての掲載が行われてい ない。この映写室は、シアターホール後方 上部にあるが、映写機が2台(16ミリ、32 ミリ用) 備え付けられており、ホールに映 像を映し出すために設置された部屋であ る。条例制定当時は、これら映写機ととも に使用されていたが、その後の技術進歩に よりこれら機器は陳腐化(映像を担当する 技師も少なくなっている)しており、使用 されなくなってから相当程度時が経過し ていることもあって、現在では映写室自体 も使用申し込みがなくなっている。このよ うな環境の変化により、貸出を行う施設と して広報することを取りやめているもの であるが、条例で貸出が予定され、使用す ることが可能な状況にある以上、少なくと も貸出可能な施設として広報はすべきで あろう。

指摘のあった映写室については、平成27年3月からHP及び「使用のご案内」に、貸出用の施設として掲載を行い、条例との整合を図った。

また、今後、条例と広報資料との不整合を防止するため、貸出を行う施設については、条例と HP 等の広報資料の内容について定期的な確認を行うこととした。

なお、映写室の使用申し込みが、今後見 込めないことから、貸出を行う施設から映 写室を削除するため、平成28年3月に仙 台市青年文化センター条例を改正し、施行 後にHP等の広報資料を修正することとし た。